

県立学校の卒業式におけるマスクの取扱いについて

1 基本的な方針

(児童生徒及び教職員の対応)

- 卒業式については、教育的意義を考慮し、式典全体(入退場、式辞・祝辞、卒業証書授与、送辞・答辞の場面等)を通じてマスクを外すことを基本とする。
- ただし、校歌等の斉唱や合唱、児童生徒によるいわゆる「呼びかけ」を実施する際は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じる。

(保護者及び来賓の対応)

- マスクの着用を求め、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保する。その上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ない。

2 留意事項

- 卒業式の実施に当たっては、効果的な換気の実施や咳エチケットの推奨等、必要な感染症対策を講じる。
- 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底する。
- 基礎疾患があるなど様々な事情によってマスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によって着用できない児童生徒もいることから、マスクの着脱を強いることのないよう十分留意するとともに、児童生徒間でマスクの着用の有無による差別・偏見等が生じないように適切に指導する。

以上